

印南小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂版
佐倉市立印南小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから子供を救うためには、子供を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもつことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての子供に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての子供が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

印南小学校では、いじめ防止対策推進法を則り、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに取り組みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

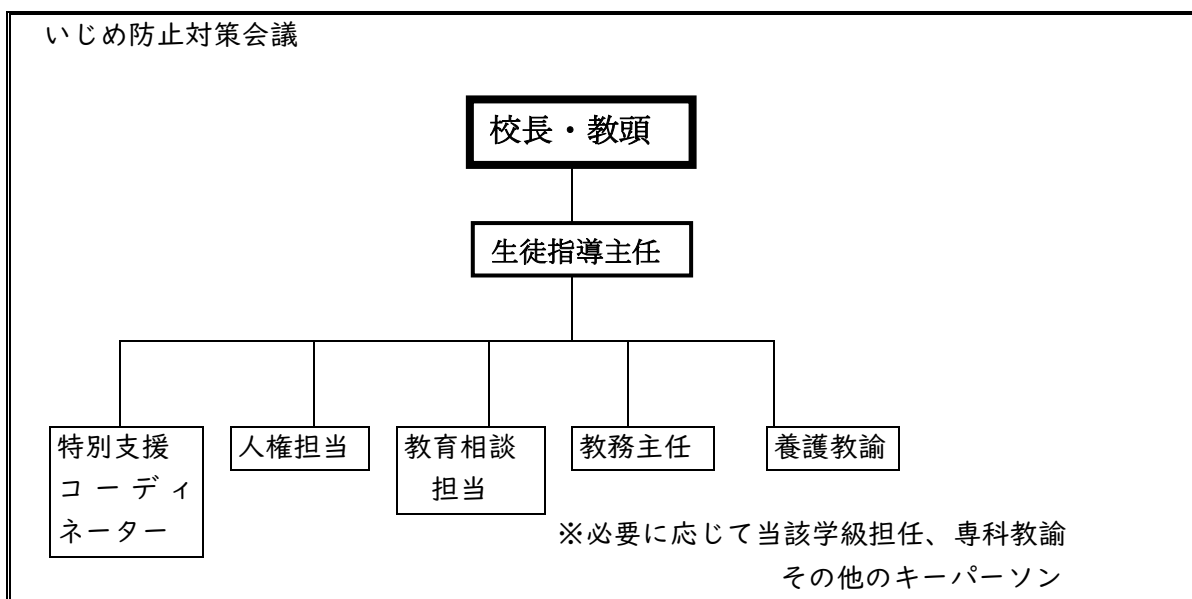
「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返す場合もあります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報が無断で掲載されるもの。）

4. 学校いじめ防止対策の組織



①いじめ防止対策会議（生徒指導推進委員会）

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年経営主任、教育相談担当、
人権担当、養護教諭、特別支援コーディネーター

- ・ 学校いじめ基本方針の策定中心組織
- ・ 具体的な年間計画等の作成、見直し
- ・ いじめの相談、通報窓口
- ・ 学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるか確認

②生徒指導会議

○メンバー

全職員

- ・ 週に1回開催する。（児童に関する意見交換や情報交換は随時）
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る実態の把握
- ・ 情報の共有化、記録
- ・ 改善のための方策の共有

③生徒指導・特別支援委員会

○メンバー

全職員

- ・ 月に1回開催する。
- ・ 改善のための方策を共有する。

④いじめに関わる情報があつたときの緊急会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任・担任、養護教諭

- ・ いじめ情報があつた場合に招集する。
- ・ 情報の収集と記録
- ・ 具体的な対応策と情報の共有

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子供たちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、子供に対する教師の受容的、共感的な態度により、子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

(1) 生徒指導の機能を生かしたわかる授業、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付ける

○生徒指導の機能を生かしたわかる授業

①児童に自己決定の場を与えること

②児童に自己存在感を与えること

③共感的人間関係を育成すること

○児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を選択して自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行する力を身に付ける

(2) 道徳教育の充実

○いじめを題材としたことを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努め、暴力や暴言を排除します。

○いじめについて考え、議論する道徳の授業を行います。

○授業公開をし、家庭や地域との連携を図れるようにしていきます。

1 年

内容項目	主題名	資料名	ねらい
善悪の判断、自律、自由と責任	よいと思うことをすすんで	なんていったのかな？	よいと思ったことはすすんで行おうとするよさについて考え、実践できるようになる。
親切、思いやり	あたたかい心で	はしの上のおおかみ	いじわるやわがまをしないで身近にいる弱い人に親切にすることができるようになる。
公正、公平、社会正義	だれとでもなかよく	いっしょにあそぼう	自分の好き嫌いとらわれずに接することができるようになる。

2 年

内容項目	主題名	資料名	ねらい
公正、公平、社会正義	公正・公平な態度で	ごみすて	誰とでも公正、公平に接することができるようになる。
友情・信頼	友達と仲よく	みほちゃんとなりのせきのますだくん	友達を育むためには、友達の気持ちも考えることが大切であることに気づき、お互いの気持ちを理解し合うことができるようになる。
善悪の判断、自律、自由と責任	よいと思うことを進んで	ぽんたとかんた	よいと思うことをすすんで行うことのよさについて考え、実践できるようになる。

3 年

内容項目	主題名	資料名	ねらい
公正、公平、 社会正義	男女で分けへだて をせずに	ドッジボール大会	偏った接し方をして周囲の人を 傷つけることについて考え、分け隔 てをしないで接することができる ようになる。
相互理解、寛容	気持ちをたたえ合 う	なんと言ってつた える？	自分の考えを相手に伝え、相手の ことも理解し、異なる意見も大切に することができるようになる。

4 年

内容項目	主題名	資料名	ねらい
善悪の判断、 自律、自由と責任	正しいことは 自信をもって	見方を変えて前向 きに	良いことと悪いことについて、正 しいと判断したことは自信をもって やり遂げることができるようになる。
公正、公平、 社会正義	分けへだてなく	プロレスごっこ	いじめをなくす方法について考 え、公正、公平な態度で人と関わる ことができるようになる。
友情、信頼	友達だからこそ	絵はがきと切手	本当の友達というものに対する考 えを深め、友達とよりよい関係を築 くことの大切さに気づき、互いに理 解し合い、助け合うことができるよ うになる。

5 年

内容項目	主題名	資料名	ねらい
友情、信頼	豊かな人間関係 をつくる	友達だからこそ	友達との信頼関係について考 え、人間関係を築いていくことが できるようになる。
公正、公平、 社会正義	正義の実現の ために	ひきょうだよ	いじめを傍観するひきょうさに 気づき、誰に対しても公正、公平 な態度で接することができるよう になる。

6 年

内容項目	主題名	資料名	ねらい
公正、公平、 社会正義	正義の実現の ために	ひきょうだよ	いじめに対する行動について考 え、誰に対しても差別をすること や偏見をもつことなく公正・公平 にし、正義の実現に努めることが できるようになる。

(3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・ 1 年生・・・なかよし活動・校外学習・学校探検
1 年生となかよくなろうの会・昔あそびの会・サツマイモ栽培
サツマイモパーティー
- ・ 2 年生・・・なかよし活動・校外学習・学区探検・生き物紹介
1 年生となかよくなろうの会
- ・ 3 年生・・・なかよし活動・校外学習・栽培学習・地域探検学習
- ・ 4 年生・・・なかよし活動・校外学習・栽培学習
- ・ 5 年生・・・なかよし活動・校外学習・栽培学習・
- ・ 6 年生・・・なかよし活動・修学旅行・市内探検・栽培学習・校外学習

(4) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に早く気付く体制を整えます。

- ・ 定期的な教育相談を年間 3 回行います。(6～7 月、11～12 月、2～3 月)
- ・ 保健室での相談活動を積極的に行います。
- ・ 児童が希望したときには、いつでも面談ができるようにします。

(5) 定期的なアンケートの実施

○アンケートに学校全体で取り組みます。

- ・ いじめに関するアンケートを行います。(保護者アンケートも含む)
- ・ 結果の集計や分析には、複数の教職員であたります。

(6) 児童を中心とした取り組み

○児童の活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知り、自ら問題の解決にあたるようにします。

- ・ 保護者の協力を得て、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・ 情報モラル教室を実施します。(高学年)

- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談します。

(8) 保護者への啓発活動

○いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通して啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通して啓発活動を行います。
- ・家庭教育学級を通して啓発活動を行います。
- ・カウンセラーの役割について、啓発活動を行います。

(9) SOSの出し方教育

○いじめを早期に発見するために、児童が一人で抱え込む時間を可能な限り短くすることを目指して、年度初めや長期休業前に、全校集会や学級指導、校内の掲示等でSOSの出し方について周知する。

(10) 児童生徒の権利の理解

○児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育を行う

- ・児童の権利に関する条約の理解
 - ① 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
 - ② 児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること
 - ③ 児童生徒の命や生存、発達が保障されること
 - ④ 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること
- ・こども基本法の理解

(11) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

○児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行えるように、生徒指導、教育相談、キャリア教育、特別支援教育など、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくる

6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守るとともに児童同士の人間関係の理解に努めます。
- ・悩みごとがあるときは、小さなことでもすぐに相談するよう指導します。
- ・日記などの生活ノートから気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有し合います。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、生徒指導主任を中心に、複数の教職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）。
- ・確認したことをもとに、事実を把握します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ防止対策会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなどの専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた児童を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友達や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制をつくります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後のよい人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、カウンセラーなどの専門性を活用して指導にあたります。
- ・いじめられた児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
- ・いじめられた児童の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った児童の保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・いじめた児童と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したととらえることなく、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援

します。

- ・該当の児童に、教職員から毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」を指します。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている状態の場合
- 児童生徒・保護者からの申し立てがあった場合

(1) 事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。（客観的な事実関係を速やかに調査します。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。
- ・学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応します。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めます。
- ・いじめを受けている児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供しま

- す。その際に関係者の個人情報に十分配慮します。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8. 年間計画

	学校行事	いじめ防止対策に関する年間計画
4月	・入学式 ・保護者会 ・1年生を迎える会 ・なかよし遊び	・学級、学年間の情報交換 ・生徒指導共通理解事項の確認 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・保護者との相互理解の場 ・登下校集団活動やなかよし班活動を通した人間関係づくり ・各学年の自覚向上と人間関係づくり ・児童アンケート実施
5月	・部会陸上大会 ・いのちを大切にするキャンペーン ・運動会	・SOSの出し方の指導 ・話し合い活動（各学級） ・児童アンケート実施 ・学校全体としてのまとまりを意識し、異学年の協力と賞賛をねらいとする。
6月	・教育相談月間	・学校生活アンケート ・情報収集及び個別相談 ・情報収集及び教育相談 ・児童アンケート実施
7月	・教育相談月間 ・保護者個人面談	・学校生活アンケート ・情報収集及び個別相談 ・情報収集及び教育相談 ・児童アンケート実施
8月		・職員研修会
9月		・児童アンケート実施
10月	・6年修学旅行（鎌倉・箱根方面） ・校外学習 ・学級対抗リレー（5、6年）	・協力して活動することを通した、よりよい人間関係づくり ・グループ活動を中心にした活動を重視する。 ・学級・学年意識を高め、よりよい人間関係づくりをする。 ・発達段階に合わせた、協同的な活動の計画的実践 ・児童アンケート実施
11月	・音楽集会 ・授業参観 ・部会音楽発表会 ・教育相談月間 ・4・5年校外学習（草笛の丘・手賀の丘少年自然の家）	・音楽発表を行うことを通して、様々な人と関わり、温かい人間関係の大切さに気付かせる。 ・学校生活アンケート ・情報収集及び個別相談 ・情報収集及び教育相談 ・児童アンケート実施 ・協力して活動することを通した、よりよい人間関係づくり

12月	・教育相談月間 ・人権集会 ・人権講話(2年)	・学校生活アンケート ・情報収集及び個別相談 ・情報収集及び教育相談 ・人権に関する体験活動を通して、一人一人の大切さについて考えさせる。 ・人権推進委員の方による講話 ・児童アンケート実施
1月	・全校集会 ・書き初め大会 ・授業参観 ・音楽鑑賞会	・新たな気持ちで、友達と協力して学年のしめくくりをする意欲をもたせる。 ・児童アンケート実施
2月	・なわとび検定会 ・入学説明会 ・なかよし遊び ・教育相談月間 ・6年生を送る会 ・学級懇談会	・学校生活アンケート ・なわとび検定に向けて、励まし合って練習に取り組めるようにする。 ・学校の取り組みや考えを伝え、安心を提供する ・なかよし班活動を通した、異学年との人間関係づくり ・情報収集及び個別相談 ・情報収集及び教育相談 ・児童アンケート実施
3月	・教育相談月間 ・卒業式	・6年生への感謝の気持ちを育てる。 ・いじめ防止対策に関する年度末の評価 ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理 ・情報収集及び個別相談 ・情報収集及び教育相談 ・児童アンケート実施

9. その他

- ・いじめにつながりそうなことについて、生徒指導会議（毎週）と生徒指導・特別支援委員会（月1回）で共通理解を図り、日々の指導にあたります。
- ・いじめ問題への取り組みについて、学校評価に位置づけて評価をし、改善にあたります。
- ・この基本方針は、年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い、見直して改善していくこととします。
- ・この「いじめ防止基本方針」は、本校ホームページでも公開しています。

いじめ・悩みごと 相談窓口

○印南小学校 043-486-1531

→教頭 養護教諭

○佐倉市教育センター 043-486-2400